

弁護士
はるおの

法律 相談室

— 相 続 編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業
平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経験を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

Vol.10

「遺産分割総論」

[回 答]

遺産分割においては、借金は債権者に対する関係では法定相続分に従い平等に2千5百万円ずつ分割されますが、資産は基本的に相続人間で自由に分割方法を定めることができます。

本問でいえば、長男が商売を継ぐというのであれば、店舗は長男が相続するのが定石でしょう。この際、長男が事業用資産を含めた父の財産を全て相続する代わりに、借金も全て負担するという遺産分割をすることがあります。借金についてのこのような合意は合意をした当事者間では有効ですが、銀行など債権者に対しては効力がありません。ですので、もし長男が今後借金を支払えなくなった場合は、次男にも債権者から請求がいくことがありますので注意が必要です。

次に借金を平等に分割とした場合、資産のうち1億円の店舗は長男が相続するでしょうから、そのままでは次男に不公平となりますので、自宅や預貯金などを次男に相続させたりして調整を図ります。本問でもそのような形で分割が可能でしょう。

では、亡父にまとまった預貯金がなかった場合、どうやって調整すればよいでしょうか。まず考えられるのは、店舗を長男、自宅を次男が相続し、差額を埋めるために長男が次男に金銭を支払う方法ですが、長男にそれを支払うだけの資力があるか疑問ですし、自宅は家業を継ぐ者が相続するのが通常でしょうから現実には難しいです。

次に考えられるのは、店舗も自宅も売却して代金を平等に分ける方法ですが、その方法では事業を続けられませんから難しいでしょう。

こう考えると、預貯金での調整が困難な場合、関係者が納得いく平等な分割をするのは難しくなります。そうならないためにも、亡父は生前に遺留分に配慮した遺言書を作成しておくのが大切ですし、兄弟間の調整や納税資金のために現金ができるだけ多く残すべきです。また、各種資金の調達のために保険の活用も考えられるところです。

遺産分割にあたり、亡くなった人の借金を引き継ぐ割合を相続人間で決めることができますか。

亡くなった人の借金は、法定相続分の割合で相続人間に平等に引き継がれますので、遺産分割の場面で、例えば長男が財産も借金も全て引き継ぐという合意をしても、銀行などの債権者には効力がなく、各相続人が平等に借金を負うことになります。

[事例]

父は1億円の店舗と4千万円の自宅、さらに預貯金6千万円を残して死亡し、相続人は男兄弟2人のみで、店舗での商売は長男が引き継ぐことにしています。遺産分割にあたっての注意点を教えて下さい。なお、亡父は店舗に関する事業資金として5千万円の負債を抱えています。